

《国際関係》

人権、人間の安全保障、外交政策

——一国主義に対する普遍主義——

ミカ メルヴィオ

1. 北東アジアにおける人間の安全保障に関する諸問題
2. テロリズムと外交
3. 米国とロシアの一国主義、軍事主義、ナショナリズム
4. 米国と日本にとっての人権問題と国際協調
5. テロリズム、人権、米国の外交政策
6. ヨーロッパの解決策と将来への展望

国際連合は、安全保障や他のグローバルな問題群についてオルタナティブの展望を提供することで、国際的な安全保障にとって意義の大きい貢献を行ってきた。世界人権宣言（1948年）は、人権侵害に対抗するあらゆる取り組みの基礎といえるが、今日でも、人権は重要なアジェンダである。同様に、国連は、ストックホルムにおける人間の環境に関する会議（1972年）以降、環境問題を国際問題のアジェンダとしてきた。国連の努力によって、環境問題や人間の安全保障への脅威に対応するための全く新しい語彙が造り出されてきた¹⁾。

しかし、国連のメンバー国の中には、それぞれの内政や外交政策において人権や環境への懸念を優先させることについて積極的でない国も少なくない。この点で、国連ができるには限界もある。あいにく、グローバルな問題群について長期的な解決を模索するよりはむしろ、自国の狭く自己中心的で短期的な権益を主張し、国粹的な感情を満足させるために資源を浪費している国があまりにも多い。人権だけでなく、いわゆるグリーンの政治アジェンダへの関心も、地理的に見れば非常に不均等に分布している。一般に、一つの社会の内部においても、人権と環境への関心の高低からすれば深い分裂の溝がある。本論は、このようなポスト9-11の世界についての現状認識に基づき、外交政策と国際関係における人権問題の位置付けについて、北東アジアの状況について概観し、さらに、テロリズムに対する戦いやその他の人権問題に対する各方面の取り組みや理解を論じる。

1. 北東アジアにおける人間の安全保障に関する諸問題

北東アジアの社会は、不均等で無制御な経済成長に関して多大な問題をかかえている。これらの社会の大半は、非常に速いペースで社会変容を経験してきたが、同地域の社会間及び各社会内に見られる顕著な格差や相違を考えれば、地域全体のパターンについて過度の一般化は不適切であろう。それでも、控え目な一般化はできるかもしれない。汚職や組織マネジメントの不手際は、北東アジアの多くの国々において、人間の安全保障の到達度が低いレベルにとどまっていることに深く関連している要因である。政府のイデオロギーが何であれ、統治システムが特定のグループの私利私欲と短期的な対処策に基づいていることが少なくない。日本、中国、韓国には、中央集権的、権威主義的、かつ、形式主義的に上下関係を強調する政策決定を支持してきた政治文化がある。これは、短期間での経済成長という点では高得点を上げてきた。しかし、透明性の欠如や非効率な組織運営といった問題のために、こうした統治のありかたには、市民の必要や希望に対する反応という点で課題が山積している。また、経済成長が人口の集中した地域において都市化を加速させたことにも注目しなければならない。東京、上海あるいはソウルといった巨大規模の大都市は、その住民たちの果てしない必要な欲望に関して予見し得ない問題群を生みだしてきた。経済成長は、環境破壊をもたらし、市民全員に経済的な利益をもたらしてきたわけでもない。北東アジア地域の政府の多くは、長年にわたって、開発における地域間格差への懸念を表明してきた。しかし、政府の中央集権化された政策決定の構造は、この問題について抜本的な解決策を示し得ないできた。さらに、地域間格差への政策的対応のプロセスにおいて、こうした政策決定の構造は新たな問題をも引き起こしてきた。例えば日本では、地域間格差への対応において、地方への支援は、効果、費用、環境面へのインパクトについての厳密な評価なしに行われる建設部門への大がかりな公費投資として特徴付けられる土建国家²⁾の出発点でもある。洪水の制御に対して、すでに、大がかりな砂防ダム計画が策定され実施してきた。

東アジアの他の国においても経済成長と地域間格差是正への取り組みは、しばしば市民生活と環境の悪化を招いてきた³⁾。近年の中国は、政策上の優先順位において環境保護が経済成長よりもはるかに低い位置付けに甘んじ、人権擁護については世界的にも最も低いランクにとどまっている国の一である。環境問題への配慮の欠如の結果、大気や水質汚染、森林破壊、土壤破壊、オゾン層破壊といった環境問題は、中国の国土の約27%を砂漠化に至らしめている⁴⁾。究極のところ、生態系破壊に関する問題群の大半は政治問題であり、中国のケースでは、環境破壊の規模は、中国政府が環境問題に対するアプローチを抜本的に変更するまでは大きく変わることはないであろう。

北東アジアで経済的により豊かな国々（日本や韓国）も、それぞれ自国において、経済成長についてのバランスを欠いたアプローチがもたらす環境破壊への対応に苦慮している

ところであり、中国に対して環境への取り組みについて説教できるような立場にはない。日本と韓国における人権の状況についても同様のことがいえる。とくに韓国は、軍事政権下での人権に関する犯罪の精算のために、困難に直面してきた。北東アジアにおける環境協力と人権尊重は、この地域の諸国すべてが現行の政策を大きく変更できるよう準備を整えることを要請するものである。

2. テロリズムと外交

9-11のテロ攻撃は、米国がテロリズムに対する戦いを最優先すると表明して以来、世界のあらゆる場所における国際関係に多大な影響を及ぼしてきた。米国は、良識ある者はすべて政治の手段としてのテロリズムを弾劾しなければないとし、諸外国の政府の大半は、このテロ攻撃を首謀した犯罪者たちの洗い出しについて米国を支援しようとしているという異例の状況にある。外国政府のほとんどが、タリバン政権に対する軍事活動について米国の主導に賛成または支持を表明している。アフガニスタンにおける政権交替は、アルカイダにとってアフガニスタンをもはや恒常的な勢力基盤として利用できなくなったことを意味した。しかし、アルカイダは、根絶どころか世界各地に拡散しており、依然として脅威であり続け、しかも対処が非常に困難である。

したがって、アフガニスタンにおける戦闘は、アルカイダに代表されたリスクを部分的に除去するという点に限定するならば一定の効果があったといえる。さらに、この戦いは、テロリストとのつながりが考えられるすべての政府やグループにとっての教訓でもあった。アフガニスタンでの地上戦は、基本的には、ここ数十年の間アフガニスタンで展開された戦闘と同様のやり方で行なわれた。今回の戦いが過去のものと違うのは、米国空軍の力とアフガニスタン内の北部同盟との軍事協力が大規模に展開された点にある。今回の戦闘の最大の問題点は、民間市民が多大な被害を被ったことと、アフガニスタンの現在の政治リーダーの大半が長年に及び殺人や暴力の過去を持つ元戦士たちだという事実から派生する政治的な困難である。この戦いの正当化は、ハミド・カルザイの政権が状況を迅速に鎮静化し社会改革、民主主義そして平和を達成し得るかどうかによって判断されることになる。他国の政府の大半は、アフガニスタンの血まみれの歴史に終止符を打ち、アフガニスタンが経済復興をとげるようカルザイ現政権にチャンスを与えることについて積極的である。アフガニスタンは、タリバン政権とアルカイダの関係がことさら密接であった点で、明らかに特殊なケースである。

タリバン政権後のアフガニスタンでは広範な政治コンセンサスは早くも崩れている。ブッシュ政権下の米国は、アフガニスタンでの戦いに勝利をおさめたのと同じやり方で、テロリズムに対する戦いを続けると決意を固めている。しかし、問題は米国以外の世界にしてみれば、どこかに第二のアフガニスタンがあると見ることは困難である。アルカイダとイラクとの関連についての証拠は乏しく、そのような関連が仮にあるとしても、米国は世

界に対してほとんど説明していない。①独裁主義、②大量殺りく兵器開発の前歴（そしておそらく現在も継続していること）を前提として、米国による一方的な軍事攻撃によって政権を変更させることが容認されるのであれば、将来の軍事攻撃対象のリストに含めるべき政府は少なくない。

現在のイラク政権を打倒することは、イラクにおける社会変容の出発点に過ぎない。一方、イラクは、民主主義的な制度について実際の経験もなく、イラク社会では植民地化の経験があるばかりでなく、市民の間にエスニシティによる分裂もある。いかなる外部の者にとっても、イラクの市民たちに新たな効果的な政府を提供することは困難であろう。おそらく、ブッシュ政権は、国連との協調を通じて、イラク人すべてを代表するような新政権の建設を支援するための真の国際的な取り組みを構想しているのであろう。こうした構想は、軍事的な占領が日本やドイツにおいて民主化の可能性を提供した半世紀以上前の前例に類似している。しかし、アフガニスタンもイラクも日本やドイツとは大きく異なり、アメリカ型民主化モデルが世界のどの国についても適用可能だと考えることは楽観的過ぎるであろう。

サダメ・フセイン政権に対して積極的に支援する外国政府はほとんどなく、大半は、国際協調が効果的であり一国での行動よりも米国の利害により良いものだということを米国に示そうとして、米国への支持を表明さえしている。なかには、自国の利害という自己中心的な動機から米国の計画を熱心に支持している政府もある。長らく、サダメ・フセイン政権は、米国の過去の政権、イギリス、フランス、ソビエト連邦などからさまざまな支援を得てきた。米国の政策の展開には、アフガニスタンの自由の戦士たちとの関係にもみられるように、突然の意思変更という点で共通点もみられる。

イランに対する戦争は、世界の軍事産業を代表する兵器商人たちからの安定した武器供給なしには不可能であった。米国の歴代の政権が果たして一貫してイラク政権に反対してきたかどうか、サダメ・フセインが政権の座に就いた日からその人権侵害を批判してきたかどうかという点からすれば、イラクに対する現在の米国政府のキャンペーンは信ぴょう性に欠けている。もちろん、イラクが大量殺りつ兵器を保有しなければ世界がより安全な場所であることは明らかである。国際社会がイラクの軍縮を効果的に進める方法を見い出すことが望ましい。こうした状況での正しい問いは、われわれがどのようにして現在のような状況に至ったか、また、同様の脅威の再発生をどのようにして阻止するかである。

ブッシュ政権下の米国は、以前にも増して、外交政策において武力行使を厭わないことは明らかである。米国では、こうした強硬姿勢は、ブッシュ政権と共和党への世論の支持を高めることにひと役買っている。2002年11月の上院選挙によって、両院が共和党のコントロール下に置かれることになったが、選挙の主要課題はテロリズムに対する戦争であった。民主党陣営の経済、環境、福祉に関する姿勢が有権者の支持を集めなかった一方で、ブッシュ政権と共和党は、安全問題での非妥協的な姿勢を強調することで高い支持を得た。

ブッシュ政権は、外国政府や外国について敵か味方かといった白黒をつけたがる傾向が強く、敵へのレッテル貼りでは、互いにほとんど共通点のない国々を一括して悪の枢軸として扱ってきた。諸外国の政権のほとんどがテロリズムには強く反対し、アルカイダやバリ島テロ事件の主犯組織といったテロリズムに対する戦いでは米国政府と協調する用意がある。しかし、このことは、米国が、テロリズムに対する戦いを実際のテロ攻撃との関連が明らかでないような敵にまで拡大すれば、米国以外の世界からの共感をさらに得られるということを意味していない。米国のテロリズムに対するグローバルな戦いは、主として、紛れもなく暴力行為を犯している敵に対するものである。しかし、ブッシュ政権は、米国以外の世界にしてみれば世界的なテロリストの顔ぶれがどのようなものであるかということを真剣に考慮しようとはしていないようだ。国際政治の議論そのものが戦争が外交政策にとっての最良の手段であるか、といったレベルにまで退化していること自体が多くを物語っている。グローバルな政治的・経済的統合は、教養ある行動にとっての協調と共通のルールの必要性と利益をすべての政府にすでに示している。

3. 米国とロシアの一国主義、軍事主義、ナショナリズム

産業化をとげた豊かな国々から示される一国主義、軍事主義、ナショナリズムは、他の世界に対して誤ったメッセージを送っている。ブッシュ政権時代のロシアの外交政策と内政はロシアを再び強い国にしようとする方向性をますます強めている。ロシアにおける民主化のプロセスが大きく進展する前に、ウラジミル・プーチンの政権下では、ロシア型の一国主義、軍事主義、ナショナリズムを再生しようとする傾向を顕著にしている。アムネスティ・インターナショナルによれば、ロシアにおける人権侵害は広範であり、被害者が裁判という法的手続きに訴える可能性もほとんどないとされる。拷問と劣悪な処遇は警察署での日常であるともされる。ロシアの結審前の拘束所は収容定員をはるかに超え、不衛生な環境での非人道的で惨い扱いが指摘されている。チェチェン紛争では、ロシア軍は一般市民をも攻撃し、失踪ともいわれる手続き外の処刑やレイプ、その他の拷問に関与している⁵⁾。

米国のテロリズムに対する戦いについてのロシアの支持は、米国がロシア、とくにチェチェンにおける人権侵害を黙認することとの交換でもあることを隠そうとはしていない。チェチェンにおける人権問題をこのところ失念しているという点では、EUも幾分かは共犯である。ロシアは、EUも米国もいずれもチェチェンでの人権やロシアの他の地域で迫害を受けている人々の擁護のために何もしないであろうと見ている。実際、プーチン大統領は人権や国際法を軽視していることを隠してはいない。プーチンは国内では高い支持を維持しているが、このことは、通常ならば犯罪人などが用いるであろう粗雑な言動が大衆受けしていることに基づいている。チェチェンでの戦闘を始めた際、プーチンは「チェチェン入たちは外で用を足している間に壊滅されるだろう」と国民に向けて語った。2002年11月

には、EU・ロシア首脳会談の終了時に、プーチンは、*Le Monde*紙の記者の質問に対して（ロシア語で）チェチェンたちはキリスト教徒の皆殺しを望んでいると述べた上で、その記者にもしイスラム教徒になりたければ割礼をしにモスクワへ来ればよいと語り、「ロシアは多宗教国家であり、その分野での専門家も擁している。あなたに完璧な割礼を施すよう専門家たちに伝えておこう」と応えインタビューを締めくくった⁶⁾。

ロシアにとって最も困難な問題は過去の克服にあるようだ。人権や民主主義を保障するような政策を実行することは難しいようだ。古いやり方でロシアを再び強くしようとして、ロシア政府は将来の内政問題や不安定性の種を蒔いている。同時に、ロシアは、欧州の政治的な統合の境界線を決めている。米国のテロリズムに対する戦いは、ロシアにとって、ほとんど何もせどともロシアがいかに有用であるかを示す千載一遇の機会を提供了。

西欧の視点からすれば、これら元「超大国」はともに似通っている。イデオロギーからすれば、米露はともに、福祉社会、人権、環境といった事項にはほとんど無関心な政権を擁している。米露いずれにおいても、伝統的な安全保障についての懸念と軍事主義が外交政策上も大きな位置を占めている。ブッシュ、プーチン両大統領が2001年6月に会談した際、議論の中心は米国が進めようとするミサイル計画についていかにしてロシアの承認を得るかどうかであり、ポスト9-11の米露関係は不明瞭な共通の敵に対する戦いにおける同士といった感覚をともなっている。ブッシュ大統領は、米露両国がミサイルを国際関係における現実問題とみなしていた時代に戻っていて、人権はそれぞれの国内問題であるといったメッセージをロシアに送っているのである。

大西洋の両端でいかに早く冷戦期のソ連の脅威が忘れられ、西側のNATOの同盟国がロシアの民主化が進展するように政策協調をほとんど行つてはこなかったことは注目に値する。言い換えれば、政策の基調を一元主義、軍事主義、ナショナリズムに置くとされる米国はロシアにとって悪い模範でもある。ロシアでは、このような政策基調や価値規範が長い歴史を持ち、いまだにロシアを米国と比較し対照させ続けている人もいる。あたかも、冷戦期の古き良き日々であるかのようだが、元「超大国」が多くの意味で非常に類似したものになっている点では冷戦期とは異なる。プーチン大統領と同様、ブッシュ大統領もまた粗雑な言葉遣いで知られている。ブッシュ大統領は、テキサス的な司法によらない罰則についてのコメントを道徳と邪悪な力についての宗教的な語彙と組み合わせて用いてきた。アメリカ人とロシア人の違いをあえて指摘するならば、アメリカではウエスタン映画から抜け出たような政治家への嗜好があるが、ロシア人の好みはもう少し暗いということである。いずれにしても、国際法や人権に関する原則は無視されている。

4. 米国と日本にとっての人権問題と国際協調

米国政府は、国際司法裁判所との協力の可能性について考慮し、アメリカ市民がいつの

日にか戦争犯罪や人道的な犯罪についての責任を問われる可能性があり得るということを認めることを拒否してきた。明確で普遍的なルールを持ち広く容認されたシステムを立ち上げることの主な目的は、人権意識を高め人権侵害は何人についても許されないというメッセージを示すことがある。国際司法裁判所の設立に関するローマ条約は、2000年末までに139か国によって署名されているが、これらの国々の政府は米国政府のようにこの裁判所の中立性に疑義をはさんではない。明確で透明な国際的なルールは、国家の政府そのものが行動を起こさない場合には、二番目の選択肢に過ぎない。

国際司法裁判所は、大きな意義があり看過できないケースを取り上げるので、この裁判所が、確固たる証拠もなく無実の市民を弾劾する怪物になるという危険はきわめて小さい。実際、国際司法裁判所の設立に関わった諸政府は、司法裁判所がもし最高の道徳と法的規準を尊重しなくなるのであれば自らの正当性や政治的支持を喪失することを十分に承知している。つまり、こうした形での国際協調に参加することで、米国政府は高い法的規準に貢献することができ、アメリカ人たちにとっても、人権侵害について公正な処罰を求めやすくなるだろう。

もう一つの論点は、拷問に反対する国際条約であり、これは国連にとってすでに10年來の課題とされ、2002年12月の国連総会においても取り上げられるであろう。2002年11月7日にはこの条約の草案が準備委員会にはかられ、104カ国が賛成、8カ国が反対に票を投じ、37カ国は棄権を選択した。反対した国は、米国、中国、キューバ、イスラエル、日本、ナイジェリア、シリア、ベトナムである。米国がこの条約草案に反対した理由は、米国政府が米国憲法によればアメリカの刑務所について外国の査察は認められないと主張しているためである。条約草案に反対の票を投じた国はすべて、もし恥ずかしい思いをせずにこの条約に参加したければ、自國の人権や刑務所の状態を改善しなければならなくなることは明らかである⁷⁾。

現在すでに世界各地で拷問に関する情報が少なからずあり、国際条約が果たし得る最大の貢献は、政府や個人が拷問を摘発し国際的に知らしめ得る国際的なメカニズムがあると知ることで、拷問のリスクを減らし得るという点にある。条約は、20カ国が批准し、より広範な「拷問その他の非人道的な扱いに反対する国連条約」(1987年)の一部となった後に効力を得る。1987年の国連条約は130カ国が批准しており、米国や日本(1999年)も含まれる。今回の新しい条約は、最悪の拷問のケースを排除するために実際に何らかの措置をとるメカニズムをつくるものである。この条約案によれば、国連は、人が囚人として捕えられている場所にはどこにでも査察団を派遣し、そこで拷問が行なわれているかどうかを確認することができる。アムネスティ・インターナショナルによれば、過去30年間に80カ国で拷問が受刑者を死に至らしめ、150カ国で受刑者や拘留者に対する拷問その他の非人道的な様態があるとされる⁸⁾。

日本政府にとっては、国連において拷問に反対する条約案に日本が米国とともに反対票

を投じた翌日に、愛知県の刑務所で5名の刑務官が囚人を死亡させたり重傷を追わせたりしたとして逮捕されたことは、まったく面子のつぶれることであった。刑務官たちは、受刑者が人権救済の申し立てを取り下げるよう命じたが、受刑者が拒否したため保護房に収容され皮手錠を受けられた。こうしたケースは明らかに極端で、刑務官に対する法的罰則という稀な結果に至っている⁹⁾。しかし、長年にわたり、日本の警察が取り調べにおいて容疑者に暴行を加えることが少なからずあり、容疑者を自白させるために弁護士との接触を絶つということも指摘されてきた。日本では、真犯人が自主し事件の捜査を再開しなければならないケースが少なからずあり、判決を受けた人は単に自分がしていないことを自白するよう強要されたに過ぎない。日本の一般通念として、警察は犯罪の容疑者に接する際にいくらかは暴力を用いることが許されるとされ、こうしたイメージは一部のテレビ・ドラマや映画によっても支持されて続いている。

日本の刑務所では、秩序と規則が強調され、受刑者を全員同じやり方で所内での労役に参加させることを主な目的としている。この趣旨は、受刑者に対して社会復帰に向けてのリハビリを行うことにある。しかし、現行の規則は、杓子定規に解釈されがちであり、結果的には、全面的な服従こそが刑務所からの解放への一番の近道であるというメッセージを受刑者に送っている。規則の遵守や理解ができない者は、しばしば拷問と紙一重の矯正の対象とされる。近年、日本の刑務所に適応できず問題となる外国人受刑者の数が増えていているとも報じられているが、日本の刑務所で外国人受刑者は日本人受刑者と同様に振る舞うことを求められている。例えば、イスラム教信者、ユダヤ教信者あるいはヒンドゥー教信者たちの中には、刑務所での食事や剃髪について宗教上の根拠や在日大使館の介入があつても通常は一切例外が認められないことを残酷であるか拷問とみなす者もいる。アムネスティ・インターナショナルによれば、外国人拘留者が窓のない部屋に何週間も閉じ込められていた、あるいは、法律上の助言や医療ケアを受けることを拒否されたといったことが報告されている。入国阻止施設としても知られる拘留施設の責任者たちの中には、外国人に暴行を加えた者もいるとされる。拘留された外国人は部屋と食事を自己負担するよう求められてきた。拘留者を面接する入国管理官の中には、適切な通訳を手配をしないケースもあり、日本語で書かれ意味を理解できない書類に署名するよう強要された拘留者もある¹⁰⁾。死刑や拘留者、受刑者、難民申請者たちの人権を保護できていない状況を含め、日本の慣行はアムネスティ・インターナショナルによって繰り返し批判してきた¹¹⁾。人権問題を外交政策の基礎とすることを望むとしても、日本は国内の人権の状況について問題を抱えている。

5. テロリズム、人権、米国の外交政策

米国は、アフガニスタンの自由の戦士など1980年代当時の同盟諸国との関係から教訓を得るべきであった。ブレジンスキー氏は、米国はロシアがアフガニスタン内戦に介入する

確率を「意識的に高めた」とも語っている。戦闘が終わるや否や、CIAはサウジアラビアとパキスタンとともに軍事工作を進め、ムジャヘディーンの戦闘力を高めるために巨額の資金を投入した。しかし、実際に任務を遂行したのはパキスタンの情報部隊（ISI, Inter-Services Intelligence Directorate）であり、パキスタン軍のリーダーであるハク将軍自身はイスラム原理主義の影響を強く受けている。タリバン運動はパキスタンにおいて若い難民たちを中心に結成された。ソ連がアフガニスタンから引き上げた後、タリバンはパキスタンがアフガニスタンへの影響力を得るために好都合な存在となった。米国にとって、アフガニスタン戦争は冷戦に關係するものであり、ブレジンスキー氏が正しければ、米国はロシアをアフガニスタンの罠にはめるという業績を残したともいえる。あるいは、友人や行動方法の選択を誤ることで、米国は無意識のうちにテロリズムの犠牲になる確率を高めたといつても過言ではないだろう。

軍事面からすれば、タリバン政権の陥落は米国政府にとって明らかな勝利であった。しかし、これは、同時に、北部同盟の殺人者たちの勝利でもあった。米国からの大量の資金がタリバン軍リーダーたちに手わたされた後、相当数のタリバンたちが寝返ったともいわれる。文明の名のものでどのように戦争に報酬を支払うかという点で、米国は優れたモデルを示したとはいえない¹²⁾。米国自身も、アフガニスタンにおいて多くの市民たちの死について責任を負うことになったという点で非常に微妙な立場に置かれている。兵士と市民の扱いに関するジュネーブ議定書を尊重しなかったことで、米国はその一国主義的な傾向を内外に示したともいえる。米国は、他国の人々の権利や世界での米国のイメージについて十分に配慮せずに、ただ米国にとっての敵を攻略することに専念し、結果的に古いタイプの戦争を闘つたことになる。米国の政治家たちは、大雑把な正義の正当化のために、自らの行動をタリバンと比べていた。国際社会では、人権意識という点では当然タリバンよりも米国により多くを期待している。

米国は、人権擁護についても長い伝統を持つ。米国憲法は人権の分野での代表的な古典でもあり、しかも、真の国際秩序のために国民国家システムを超えた国連の創立についても主導的な役割を果たした。国連に対する米国の姿勢は、国連が開発途上国から成る多数派の意見を反映するフォーラムとなつたために、支援からあからさまな敵意へと変化した。米国は、国連が世界の意見を代表するという考え方をずっと以前に放棄しているが、それにかわる共同体をどのようにつくるかは難しい問題である。冷戦期には、米国にとって、世界を自由世界とその他とに二分し、安全保障政策から通商政策に至るまで自由世界を米国にとって忠実な同盟者とみなすことが好都合であった。その他の世界は、世界をそのように単純な二分法では捉えていない。例えば、中国や日本の位置付けは、こうした2つの「超大国」の世界観では適切に説明できない。

一国主義は米国の外交政策を特徴付いているが、そのことによって、米国には全世界の人権侵害について深く懸念している人々も少なからずいるという事実は変わらない。実際、

米国のNGOや市民たちが米国政府の批判者や反対者を支援していることも少なくない。ハリウッド映画は、グアテマラ、ニカラグア、チリ、ペルーといった場所において米国の外交政策の道徳的リスクをアメリカ市民たちに知らしめてきたともいえる。ベトナム戦争後も世界各地で米国政府は目的達成のために強硬手段を取ってきたが、アメリカ市民は自国政府の道徳性の欠如について十分に知り得ていたはずである。にもかかわらず、ブッシュ大統領は、良識ある世界のための聖戦、あるいは、悪の枢軸やテロリズムに対する法秩序といった発言を行ってきた。*Independent*紙のNatasha Walter記者は、こうした言葉をブッシュ大統領が用いたことでブッシュ政権について憂慮すべき点が明確に示されていると指摘している。

人権問題についての米国政府の公式見解に関しては、人権侵害の情報を世界各地から収集するという点では米国政府は効率的であたつともいえる。人権慣行に関する各国報告 *Country Reports on Human Rights Reports*¹³⁾ はすべての外国における人権侵害についての批判的な見解を掲載している。この報告書は、トルコ、ロシア、サウジアラビアなどテロリズムに対する闘いの外交キャンペーンにおける米国の主要な同盟国の大半について、深刻な人権侵害の問題を指摘している。日本についても、この報告書は詳細に人権問題を指摘しており、警察の暴力行為、汚職、強制自白、刑務所等の状況、恣意的な拘留、迅速な裁判への権利保障の欠如、難民受け入れへの消極姿勢、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、アイヌ・部落・在日といったマイノリティへの差別、など広範に及んでいる。米国の報告書で興味深い点は、人権侵害について暗黙のうちに米国の規準や米国での政策の優先順位との比較を通じて問題提起されていることである。当然、タリバン政権の終焉は人権の視点からしても大きな勝利とみなされている。米国政府は世界各国の人権問題について十分認識しており、米国の同盟国の中には重大な人権侵害の記録を持つ国もあることを承知している。日本に関する最新の報告書からすれば、米国と日本が人権に関する価値観を共有しているとは考え難い。あいにく、日本の外務省は米国における人権の状況について報告書を発表してはいない。

人権は間違いなく国際関係において重要な問題であるが、一国の政府が人権の優先順位を引き上げれば諸外国政府との友好関係の維持が困難になるケースも少なくない。人権により高い優先順位が与えられたとしても、結果的には担当省庁間の不十分な協力といった形での妥協に終わる可能性が高い。人権に関して相矛盾するメッセージを送るのならば、一国の外交政策は一貫性や信憑性を欠くことになる。

6. ヨーロッパの解決策と将来への展望

ヨーロッパの解決策は、常設の機関や条約を設置することで人権の普遍性に法的基盤を与えることであり、そうすることで、人権を一国の都合や政治的な便宜のために利用できる手段の一つに過ぎないとみる考え方に対抗を試みてきた。欧州理事会、人権と基本的自

由に関する欧州規約、欧州人権裁判所などは、欧州統合を進める上で不可欠な役割を果たし、その中で、人権は欧州連合（EU）への加盟に際しての実質的な規準となっている。ヨーロッパ大陸の大半は、欧州統合によって、人権とその国際関係における役割について共通見解を分かち合う方向へと向かっている。マーストリッヒト条約やアムステルダム条約は、人権を欧州統合の要として位置付けている。こうした条約は、EU諸国の共通の外交・安全政策への基盤でもあり、将来的には、EU共通の憲法への可能性をも示唆している。しかし、さまざまな人権・外交政策におけるEUの活動全般をみれば、現在のところは、多様なものが混ざり合っている状況が目立つ¹⁴⁾。EUメンバー国には、ヨーロッパから遠いところで経済成長をとげている国々とのやりとりでは、一国主義的な経済的利益を優先する傾向がしばしば見られる。

EUは、中国政府が中国における人権問題についてほとんど改善に取り組んでいないと繰り返し指摘してきたが、EU自身もEUの主張や優先順位を明らかにするために信憑性のある政策を開発するために最善を尽くしてきたとはいえない。継続的でシステムティックな人権侵害について、伝統的な解決方法は、外交関係の断交やランクの引き下げ、開発援助の中止や停止などである。しかし、従来の事例によれば、意図的に人権侵害を続けている国について外圧によって行いを改めさせることは容易ではない。しばしば指摘されていることは、孤立化こそこうした抑圧的な政府が望むところであり、あらゆる機会をとらえて国内の人権活動家たちを支援しながら、あくまで対話を続けることがより効果的ともされる。歴史を振り返れば、人権問題についての対話の継続と融和政策を支持する理由が見つけられるであろう。東欧はこうしたやり方で共産政権から民主制への移行をとげてきた。韓国は、金大中大統領のもとで太陽政策を通じて同様のことをめざしている。さまざまな障害があるとしても、人権を外交政策にとって主要なものとして位置付けることは、機能している民主主義のもとにいる人々が外交政策に期待するところでもある。欧州統合の例が示すように、究極には、人権に基く外交政策はそれ自体が「異質であること」(foreignness)に異議申し立てをし、国民国家を超えたトランスナショナルな共同体のより大きな政策の一部となり得る。

注

- 1) 人間の安全保障の概念については、植田 隆子「国際安全保障」「安全保障」国際法学会（編）（日本と国際法の100年第10巻）三省堂2001年 pp. 1-18参照。
- 2) 土建国家と地域開発の問題については、McCormack, Gavan. *The Emptiness of Japanese Affluence*, Armonk & London: M. E. Sharp (Revised edition) 2001およびRimmer, Peter J. "Urban and Regional Development", *The Japan Handbook*, Patrick Heenan (ed.), London & Chicago: Fitzroy Dearborn Publishers, 1998, pp. 155-181.
- 3) Cf. Gurton, Mel. *Pacific Asia? Prospects for Security and Co-operation in East Asia*, Lanham, Boulder, New York and Oxford: Rowman & Littlefield Publishers, 2002.

- 4) Ibid.: 38.
- 5) <http://web.amnesty.org/ai.nsf/countries/russian+federation?OpenView&Start=1&Count=30&Expandall> 及び <http://amnesty.org/russia/campaign.html> 及び <http://amnesty.org/russia/recommendations.html> 参照。
- 6) Parkkanen, Mika. "Putin sortui alatyylin kielenkäytöön Brysselissä" , Helsingin Sanomat, 13 November, 2002, <http://www.helsinginsanomat.fi/uutiset/juttu.asp?id=20021113UL3>。
- 7) 米国の人権状況の問題点については、アムネスティ・インターナショナル・レポート <http://web.amnesty.org/ai.nsf/countries/usa?OpenView&Start=1&Count=30&Expandall> 参照。
- 8) Mannila, Johanna. "Kidutuksenvastainen sopimus eteni YK:ssa" , Helsingin Sanomat, 9 November 2002, <http://www.helsinginsanomat.fi/uutiset/juttu.asp?id=20021109UL6>。
- 9) Mainichi Daily News, 8 November 2002 "Aichi prison guards accused of beating inmates" (<http://Mdn.mainichi.co.jp/news/20021108p2a00m0fp014000c.html>), and Asahi com 12 November 2002 "Editorial: Crimes in Nagoya Prison" (<http://www.asahi.com/english/op-ed/K200211200318.html>)。
- 10) <http://web.amnesty.org/ai.nsf/Index/ASA220032002?OpenDocument&of=COUNTRIES¥JAPAN>。
- 11) <http://web.amnesty.org/ai.nsf/countries/japan?OpenView&Start=1&Count=30&Expandall>。
- 12) Fisk, Robert. "This is not a war on terror. It's a fight against America's enemies" , Independent, reprinted by Daily Yomiuri, 30 September 2001: 16.
- 13) U.S. Department of State, Bureau of Democracy, Human Rights and Labor, most recent version released 4 March 2002, <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2001>。
- 14) Cf. Baehr, Peter R. Human Rights. Universality in Practice, Hounds mills & New York, Palgrave, pp. 74-75.

(Mika MERVIÖ)